

いま、女性たちは



国連女性差別撤廃委員会委員
ドゥブラフカ・シモノヴィッチ

国連女性差別撤廃条約 採択から30年 宣言ではなく法的拘束力かつ実行力のある女性の人権のためのツール

女性差別撤廃条約が国連で採択されて30年がたちました。この条約は法的拘束力のある国際的な枠組みとして、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための法的な措置を含むさまざまな措置を規定しています。現在、186カ国の国連加盟国が本条約を批准し実施していることから、この条約の規定が国家レベルで実施され、女性の人権が保護されるようになりました。目標とする全加盟国の批准まであと6カ国を残すのみですが、これらの諸国が批准すれば女性の人権の普遍性が全世界で認められることとなります。現在、さらに98カ国が本条約の選択議定書を批准しています。この選択議定書は、国家レベルでの本条約の実施を強化するための手段として10年前に導入されたもので、同議定書を批准した加盟国は、国による条約違反によって被害を受けた個人が国連に通報することができる個人通報制度と、それに伴う審査手続きを受け入れることとなります。

本条約の目標は、男女間の平等が法的にも現実にも認められることであり、そのための手段として女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃することにあります。加盟国に対する主要な要求としては、「各国の憲法あるいは相応するその他の法令において男女平等の原則を具体的に規定し」「この原則が実際に履行されるよう保障すること」です。このように実質的な男女平等の実現を求めることから、本条約が想定しているのは、男女がすべての人権を等しく享受するという実質的な平等であることが明確にされています。

過去30年間に、多くの加盟国で本条約の実施に進展が見られましたが、法的および事実上の差別や女性に対する暴力が根強く残っていることから、さらなる努力が求められます。本条約を批准あるいは受け入れた加盟国は、本条約を各国の法制度に取り入れ、その規定を十分実施する義務を負うこととなりますが、実際には多くの加盟国において十分な措置が取られているとは言いがたい状況です。批准した国の一部では、本条約を単なる宣言とみなしており、法的拘束力のある文書、あるいは女性の人権を守るための実施可能な文書とはみなしていません。また、すべての加盟国は、各国の法律と本条約の規定を整合させる義務を負います。そのために、既存の法令に女性に対する差別が残っているのであれば、それらの条項を改正あるいは撤廃する義務を負うのです。しかしながら、多くの加盟国において女性差別の国内法がいまだに温存されており、本条約との大きなギャップが残っています。このようなギャップは、本条約を効果的に実施するための立法、行政、その他の措置により埋めなければなりません。

例えば、女性に対する差別を本条約では直接的な差別のみならず間接的な差別までも含めて幅広く定義することで、国際法における男女間の真の平等（形式上および実質的な平等）を実現するためのユニークな手段としているのですが、残念なことに、多くの批准国がいまだに本条約の定義に沿った女性に対する差別の禁止措置をとっていないといえませ

ん。

また、事実上の男女平等を推進するための経過措置として、本条約では差別是正措置（アファーマティブ・アクション）や割り当て制度を特例として導入することは「逆差別」には当たらないとしています。また、特別規定においては、男女いずれかに優劣をつけるような考え方や男女別の役割分担に関する固定概念などに基づく偏見や、慣例、その他のあらゆる慣行を除去することを念頭に置き、男女の社会的・文化的行動様式を変更することが、加盟国に求められています。さらに、加盟国は法の前での男女の平等を認めるよう求められていますが、これには、法的に認められた権利の享受および権利を行使する能力、契約能力、移動、居住、住居を定める行為等における平等が含まれます。加盟国はまた、婚姻、子どもとの関係を含めた家族関係における女性への偏見の撤廃に向けて、適切な措置をすべてとるように求められています。

各国における条約の実施の進展と女性の権利保護を検討することを目的に、本条約の下に「女性差別撤廃委員会（CEDAW）」と名づけた委員会が設置されています。設立以来、CEDAWでは条約が実態上も手続き上も「生きた文書」として扱われるように努めてきました。同委員会では、本条約の規定の意味や、その根拠となるテーマを加盟国に伝えるための正式なガイドラインとして「一般勧告」を1号から26号まで作成しています。例えば、「女性に対する暴力」に関する明確な規定が本条約に含まれていないため、1992年に発行された一般勧告第19号において、委員会は本条約のさまざまな条文が家庭内暴力を含む暴力から女性を保護することを国家に求めている点を明記しました。

また、委員会では国内レベルおよび国際的な非政府組織との強固な協力関係も築いてきました。これらの組織は、委員会宛に多くのシャドーレポートを定期的に提出しており、各国における条約の履行状況、あるいは不履行についてそれぞれの見解を述べています。委員会ではまた、各国における人権委員会、各国議会などの関係機関に幅広く呼びかけ、委員会の仕事に関与するように奨励しています。

他の人権関連の条約に付随した組織と同様に、CEDAWでは提出されたレポートを関連加盟国の高官との建設的な対話を通して検証し、そのうち非公開の審議にかけ、総括所見を作成し採択しています。こうして出される総括所見は2部から成り、それぞれの関係国への勧告という形で出されますが、各国はそれに対して即座に追跡調査を行い、1～2年間に改善策の進展状況を中間報告しなければなりません。

本条約における義務を忠実に実施しようとしている国は、いまだに残っている女性に対する差別を撤廃する手段としてCEDAWの総括所見を利用しています。

日本政府がCEDAWより出された最新の総括所見を真摯に受け止め、精力的に対策をとるとともに、本条約の選択議定書の批准を真剣に考慮されることを望みます。

プロフィール ドゥブラフカ・シモノヴィッチ Dr. Dubravka Šimonović

クロアチア外務省人権部長。1995年開催の第4回世界女性会議（北京）では、クロアチア代表を務めた。2003年以来、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の委員を務め、2007年から2008年まで議長職を歴任。欧州委員会「女性に対する暴力/家庭内暴力撤廃タスクフォース」議長（2006～2008年）。現在、女性に対する暴力・家庭内暴力防止撤廃委員会（CAHVIO）の共同議長。